

大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等 が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

令和 2 年 8 月
環境省水・大気環境局大気環境課

1. 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）においては、建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事）に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っている。

平成 25 年の改正時に引き続き検討が必要とされた課題や、当該改正以降に明らかになった、特定建築材料（現行法における規制対象の石綿含有建材）以外の石綿含有建材の不適切な除去による石綿の飛散、解体等工事前の調査（以下「事前調査」という。）の際の特定建築材料の見落とし等の課題を踏まえ、平成 30 年 8 月に、環境大臣より中央環境審議会に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問された。この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置され、同小委員会において議論が行われた結果、令和 2 年 1 月に「今後の石綿飛散防止の在り方について」環境大臣に答申された。

これを踏まえ、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 5 日に公布されたところである。改正法は、一部の規定を除き公布の日から 1 年を超えない範囲内に施行することとされていることから、改正法の適切な施行を図るため、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）について、必要な事項につき所要の改正の行うものである。また、新たに元請業者及び自主施工者に課される事前調査に関する記録の保存等に関し、電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするよう、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）について、所要の改正を行うものである。

なお、本省令案の意見公募開始と同日より、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号。以下「令」という。）の一部を改正する政令案（以下「改正令」という。）につき意見公募が開始されており、本省令案は当該改正令の内容を踏まえた改正内容とする。

2. 改正の概要

2-1. 現行法における特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

(1) 特定粉じん排出等作業に係る作業計画

大防法第 18 条の 14 に基づく作業基準（現行の規則第 16 条の 4 及び別表第 7）に以下の作業計画の作成を追加することとする。

○ 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次の事項を記載した作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を行うこと。

- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定粉じん排出等作業に係る作業基準

改正令により、現行の特定建築材料以外の石綿含有建材についても大防法の規制対象とされる
ところ、石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材に係る特定粉じん排出等作業について、それぞ
れ以下の飛散防止措置を作業基準に追加することとする。

また、石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材に係る特定粉じん排出等作業については、(1)
の作業計画の策定のほか、作業方法等に係る掲示など、その他の作業基準の対象とすることとす
る。

①石綿含有成形板等

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去す
るか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

- 一 特定建築材料を、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
- 二 一の方法により特定建築材料(三に規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく
困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定
建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- 三 特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定め
るものにあつては、一の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の
場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - ロ 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- 四 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この
場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の
特定粉じんの処理を行うこと。

②石綿含有仕上塗材

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去す
るか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

- 一 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(二の規定により特定建築材料を除
去する場合を除く。)
- 二 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる
措置を講ずること。
 - イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- 三 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この
場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の
特定粉じんの処理を行うこと。

2-2. 事前調査の信頼性の確保

(1) 事前調査の方法

改正法第18条の15第1項の環境省令で定める事前調査の方法は以下のとおりとする。

- 一 設計図書等の書面による調査及び建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、
解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等[※]を解体し、改造し、
又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかであつて、
当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場
合は、この限りではない。

※ 一部のガスケット又はグランドパッキンは平成18年9月1日以降も使用禁止等が猶予
されていたため、これらが設置されている工作物については、使用禁止となった日以後に
設置された場合に限る。

- 二 一の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかった場合は、
分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、
大防法に基づく特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りではない。

(2) 一定の知見を有する者の活用

事前調査の方法として、以下のとおり一定の知見を有する者の活用を義務付けることとする。

- 一 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査（(1) 一ただし書の平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合を除く。）については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。
- 二 ただし、解体等工事の自主施工者である個人（業として解体等工事を行う者を除く。）は、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微なもののみを伴う建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。

(3) 元請業者から発注者への説明事項

改正法に規定されている事項を含め、解体等工事の元請業者から発注者への説明事項については、以下のとおりとする。

- 事前調査の終了年月日
- 事前調査の方法
- 事前調査の結果
- 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査（(1) 一ただし書の平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合を除く。）を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が(2) 一の環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項
- 解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、次の事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、次の事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
 - ・作業方法として、第 18 条の 19 に規定する各措置をそれぞれに定める方法で行わないときは、その理由
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(4) 事前調査に関する記録

解体等工事の元請業者及び自主施工者による記録事項及び記録・説明書面保存期間は、以下のとおりとする。なお、記録の保存は電子でも可能とする。

- 事前調査に関する記録は、次の事項（(1) 一ただし書の平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合は、◎を付した事項に限る。）について作成し、これを解体等工事が終了した日から 3 年間保存するものとする。
 - ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・解体等工事の場所（◎）
 - ・解体等工事の名称及び概要（◎）
 - ・事前調査を終了した年月日（◎）
 - ・事前調査の方法（◎）
 - ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（◎）
 - ・解体等工事に係る建築物等の概要

- ・建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
 - ・建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が（２）一の環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し
 - ・分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
 - ・解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定建築材料に該当するとみなした場合は、その旨）及びその根拠
- 解体等工事の元請業者から当該解体等工事の発注者への説明の書面の写しは、解体等工事が終了した日から３年間保存するものとする。

（５）事前調査結果等の掲示

掲示は、掲示板の大きさに係る規定を追加し、以下のとおり行うこととする。

【事前調査結果等の掲示】

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等の掲示は、日本産業規格 A 3 以上の大きさの掲示板を設けることにより行うものとする。
- 掲示の事項は、改正法に規定されている事項を含め、次のとおりとする。
 - ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・事前調査の終了年月日
 - ・事前調査の方法
 - ・事前調査の結果
 - ・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

【作業方法等の掲示】

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に日本産業規格 A 3 以上の大きさの掲示板を設けること。
- 掲示の事項は、次のとおりとする。
 - ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
 - ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

（６）事前調査結果の報告

事前調査結果の報告は、以下のとおり行うこととする。

- 報告は、次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行うものとする。
 - ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるもの
 - ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計が 100 万円以上であるもの
 - ・工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が 100 万円以上であるもの
- 報告は、次の事項（（１）一ただし書の平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合は、◎を付した事項に限る。）について行うものとする。
 - ・解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

- っては、その代表者の氏名 (◎)
- 解体等工事の場所 (◎)
- 解体等工事の名称及び概要 (◎)
- 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 (◎)
- 解体等工事に係る建築物等の概要
- 解体等工事の期間 (◎)
- 事前調査を終了した年月日 (◎)
- 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
- 建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる床面積の合計 (◎)
- 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計 (◎)
- 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計 (◎)
- 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事又は工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が（２）一の環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項
- 分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か及び該当しないときは、その根拠の概要
- 工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。
- 報告は、電子システムを通じて行うものとする。ただし、電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うことができる。

2-3. 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

(1) 作業終了時の確認

作業基準に、以下のとおり、取り残しの有無等の確認及び計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認を追加するとともに、特定建築材料の除去後に清掃を行うことを明確にするため、現行の規則別表第7の1の項及び2の項の該当部分を以下のとおりとする。

【取り残し等の確認】

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了後に（これらの作業を行う場所を他の場所から隔離したときは、隔離を解く前に）、目視によるこれらの作業が完了したことの確認を特定粉じんに関する知識を有する者に行わせること。
- ただし、解体等工事の自主施工者である個人（業として解体等工事を行う者を除く。）は、建築物等の改造又は補修の作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微なもののみを伴う建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

【計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認】

- 特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した特定粉じん排出等作業に関する記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

【清掃】

- 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、（中略）作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。（現行の規則別表第7の1の項下欄チ参照）
- 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、（中略）作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。（現行の規則別表第7の2の項下欄ハ参照）

(2) 隔離を解く際の確認

作業基準に以下の下線部の措置を追加する。(現行の規則別表第7の1の項下欄チ参照)

- 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを確認すること。

(3) 特定粉じん排出等作業に関する記録

作業後に特定工事の元請業者又は下請負人が作成する記録事項及び記録保存期間を以下のとおりとするとともに、作業基準に、作業中の下請負人も含めた作業従事者による記録の作成及び保存を追加する。なお、記録の保存は電子でも可能とする。

- 特定粉じん排出等作業に関する記録は、次の事項について作成し、これを特定工事が終了した日から3年間保存するものとする。
 - ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・特定工事の場所
 - ・特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間
 - ・特定粉じん排出等作業の実施状況(次に掲げる事項を含む。)
 - ・特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離して作業を行ったときは、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び(2)の隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。)及び確認した者の氏名
 - ・(1)の特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を確認した年月日、確認の結果(確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。)並びに確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを証明する書類の写し
- 特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施の状況(特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離して作業を行ったときは、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び(2)の隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。)及び確認した者の氏名を含む。)を記録し、当該記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。

(4) 元請業者から発注者への作業の結果の報告

改正法第18条の23第1項の規定による特定工事の元請業者から発注者への報告事項及び報告書面の保存期間は、次のとおりとする。なお、電子的に交付及び記録することも可能とする。

- 報告は、次の事項について行い、報告書面の写しを特定工事が終了した日から3年間保存するものとする。
 - ・特定粉じん排出等作業が完了した年月日
 - ・特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
 - ・(1)の特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項

2-4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

作業基準(現行の規則別表第7の1の項下欄ハ、ニ及びヘ)に以下の下線部の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認の措置を追加する。

- ハ (前略) 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

へ (前略) 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

2-5. 作業基準遵守の強化

(1) 直接罰の創設

直接罰の対象となる措置及び方法の詳細については以下のとおりとするともに、これに併せて、飛散のおそれのある囲い込み・封じ込めの作業時の飛散防止措置を作業基準に追加する。

【集じん・排気装置】

○改正法第 18 条の 19 第 1 号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けたものとする。

【隔離等に準ずる方法】

○改正法第 18 条の 19 第 1 号ハの環境省令で定める方法は、同号ロと同等以上の効果を有する方法とする。

【被覆・固着】

○改正法第 18 条の 19 第 2 号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。

○ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用するものとする。

【囲い込み・封じ込めに係る作業基準】（現行の規則別表第 7 の 4 の項下欄）

○吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、これらの建築材料をかき落とし、切断又は破碎の方法で除去する作業に係る作業基準（現行の規則別表第 7 の 1 の項下欄イからチまでに掲げる事項）を遵守すること。

(2) 特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明

改正法第 18 条の 16 第 3 項に規定する下請負人への説明事項は、改正法に規定されている事項を含め、以下のとおりとする。

- ・ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

2-6. その他

その他、改正法及び改正令を踏まえた規定の整備等、所要の改正を行う。

3. 公布日等（予定）

公布日：令和 2 年 10 月上旬

施行期日：令和3年4月1日

※2-2.(6)に係る規定については令和4年4月1日、2-2.(2)に係る規定については令和5年10月1日予定